

## 令和6年第2回佐川町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年8月14日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年8月14日 午前9時宣告

開 議 令和6年8月14日 午前9時宣告（第1日）

|      |     |       |     |       |     |       |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 応招議員 | 1番  | 齋藤 光  | 2番  | 岡林 哲司 | 3番  | 山本 和輝 |
|      | 4番  | 田村 幸生 | 5番  | 橋元 陽一 | 6番  | 宮崎知恵子 |
|      | 7番  | 西森 勝仁 | 8番  | 下川 芳樹 | 9番  | 坂本 玲子 |
|      | 10番 | 森 正彦  | 11番 | 松浦 隆起 | 12番 | 岡村 統正 |
|      | 13番 | 永田 耕朗 | 14番 | 藤原 健祐 |     |       |

不応招議員 な し

|      |     |       |     |       |     |       |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 出席議員 | 1番  | 齋藤 光  | 2番  | 岡林 哲司 | 3番  | 山本 和輝 |
|      | 4番  | 田村 幸生 | 6番  | 宮崎知恵子 | 7番  | 西森 勝仁 |
|      | 8番  | 下川 芳樹 | 9番  | 坂本 玲子 | 10番 | 森 正彦  |
|      | 11番 | 松浦 隆起 | 12番 | 岡村 統正 | 13番 | 永田 耕朗 |
|      | 14番 | 藤原 健祐 |     |       |     |       |

欠席議員 5番 橋元 陽一

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|           |       |               |       |
|-----------|-------|---------------|-------|
| 町 長       | 片岡 雄司 |               |       |
| 副 町 長     | 田村 正和 | 病院事業副管理者兼事務局長 | 宮本 福一 |
| 教 育 長     | 濱田 陽治 | 健康福祉課長        | 岡崎 省治 |
| 会 計 課 長   | 吉野 利香 | 教 育 次 長       | 廣田 春秋 |
| 総 務 課 長   | 片岡 和子 | 産業振興課長        | 下八川久夫 |
| まちづくり推進課長 | 岡田 秀和 | 建 設 課 長       | 吉野 広昭 |
| 住 民 課 長   | 真辺 美紀 | 農業委員会事務局長     | 藤本 雅徳 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐

|            |                                                    |
|------------|----------------------------------------------------|
| 町長提出議案の題目  | 別紙のとおり                                             |
| 議員提出議案の題目  | な し                                                |
| 議 事 日 程    | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。                               |
| 会議録署名議員の指名 | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。<br>8 番 下川 芳樹      9 番 坂本 玲子 |

## 令和6年第2回佐川町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和6年8月14日 午前9時開議

- |      |                                                        |
|------|--------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                                             |
| 日程第2 | 会期の決定                                                  |
| 日程第3 | 町長挨拶                                                   |
| 日程第4 | 議案第57号 令和6年度佐川町一般会計補正予算（第2号）                           |
| 日程第5 | 議案第58号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第59号 工事請負契約の締結について（川内ヶ谷1飲料水供給施設整備工事）                 |



議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまから令和6年第2回佐川町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

5番、橋元議員から欠席の届けが出ております。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、8番、下川芳樹君、9番、坂本玲子さん、両名を本臨時会の会議録署名議員とします。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3、町長挨拶を行います。

町長（片岡雄司君）

皆さんおはようございます。

本日は、令和6年第2回佐川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、また大変猛暑の中、ご出席をいただき、令和6年第2回佐川町議会臨時会が開催できますことを心より感謝申し上げます。

また日頃は町政運営全般に対しまして、議員の皆様にはご指導ご協力を賜りまして、この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

まず先週の8日木曜日、16時43分ごろに日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、この地震と南海トラフ地震との関連性につきまして検討された結果、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生の可能性が非常に平常時に比べて相対的に高まっているとの発表がされております。

佐川町におきましても、津波の影響はないものと考えられておりますが、家屋の倒壊や土砂崩れなどの被害が想定されます。

町としましても、避難所の準備や備蓄品の確認など、より一層の危機管理

体制を強化し、住民の皆様の生命と財産を守らなければならないと再確認をしております。

議員の皆様におかれましても、危機管理のギアを1段上げていただき、有事に備えていただきますようお願いを申し上げます。

次に、まきのさんの道の駅さかわについてですが、開駅し、本年6月30日に開駅1周年祭を開催し、開駅から1年間で来場者数が40万人を達成いたしました。

当日は尾崎正直国土交通省政務官や四国整備局長様にもご臨席を賜り、当日は約3千人のお客様にもお出いただき、にぎやかに開催できました。

今回の朝ドラらんまんブームを契機とし、次の朝ドラあんぱんに向け、国道33号線沿いや仁淀川流域における観光振興、産業振興につながる新たな事業に取り組み、全国に向け佐川町をPRし、盛り上げていきたいと思いますので、議員の皆様におかれましてもご支援ご協力をよろしくお願いをいたします。

次に新型コロナウイルスにつきましては、感染が低迷となっておりますが、最近少し感染拡大が広がっている状況であります。

皆様におかれましてはしっかりと感染予防対策をとっていただき、感染には注意されますようお願いを申し上げます。

本臨時会では、令和6年度一般会計補正予算（第2号）と特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、工事請負契約の締結についての2件、以上3件を提案させていただきます。

議員の皆様には何とぞ慎重なるご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

以上で町長挨拶を終わります。

日程第4、議案第57号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、提出議案についてご説明を申し上げます。

議案第57号、令和6年度佐川町一般会計補正予算（第2号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ5,519万4千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ93億3,992万4千円とするものであります。

議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、  
よろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。

それでは、議案第 57 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）  
につきまして、ご説明をさせていただきます。

補正予算書の 10、11 ページをご覧ください。10、11 ページです。

歳出の事項別明細書となっております。

今回の補正は、2 款、1 項、12 目物価高騰対策費に係るもので 5,519 万  
4 千円の増額となっております。

増額の主なものは、18 節負担金補助及び交付金、説明欄にございます、  
調整給付金 5,370 万円です。

この調整給付金は、減税対象人数 1 人につき、住民税分 1 万円、所得税分  
3 万円の合計最大 4 万円を給付するもので、納税義務者及び扶養親族数によ  
り算定されるものでございます。

6 月定例会におきまして、対象人数を住民税の課税状況より、1 千人、千  
人と見込み、調整給付金に係る予算 4 千万円について、ご承認をいただいた  
ところです。

その後、国から令和 5 年中に支払いました所得税から予想される令和 6 年  
中の所得税の予定額を算定するツールが示され、試算をいたしました結果、  
対象者数は 2,400 人、給付額は 9,370 万円が必要であることが判明いたしま  
した。

このことから、調整給付金につきまして、不足する 5,370 万円。また、給  
付事務に係る人件費や郵送料、振込手数料の事務経費の補正をお願いするも  
のでございます。

歳入につきましては、8、9 ページにございます、14 款、2 項、8 目総務  
費国庫補助金、1 節総務費補助金、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生  
臨時交付金 5,519 万 4 千円の補正で、歳出に係る費用について、全額国から  
交付されます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、令和 6 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、  
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は可決されました。

日程第 5、議案第 58 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案第 58 号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第 58 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

このことにつきましては、健康福祉課の所管の職員が勤務時間中に業務用パソコンを使用し、元上司等を誹謗中傷する内容をインターネット上に書き込むなどして、令和 5 年 8 月に名誉毀損罪で罰金刑の略式命令を受け、公務員の信用を失墜させた行為に対する懲戒処分を令和 6 年 7 月 11 日付けで行ったところであります。

今回、私、町長としまして、また、佐川町立高北病院健康保険病院の開設者として、その責任の重大さを重く受けとめ、給料 1 ヶ月を 10 分の 1 減額する条例を提出させていただくものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番（西森勝仁君）

私から 7 つほどお尋ねしたいと思います。

今の高北病院というのは、平成 22 年 4 月から地方公営企業法が全部適用される、独立した病院となりまして、県下でも、他には土佐市民病院だけだと思っています。

こうした全適の病院にあっては、管理者を置き、人事権をはじめ経営権、もろもろの全ての権限が管理者に委ねられているところではありますが、高北病院の場合、町長は経営に参画する権限や、あるいは人事権、また業務の指揮命令権などあるのか。また、業務推進にあたって、決裁書類などは稟議されているのか。

予算決算関係を除いて全ての権限が管理者にあると思うわけではありますが、また、この議案の提出にあたって、国や県にこうした行政実例などがあったのか。そして法律の専門家には相談したのか。以上、お尋ねします。

病院事務局長（宮本福一君）

おはようございます。

西森議員のご質問にお答えをいたします。

高北病院は、平成 22 年度から全部適用に移行はしております。

それまで一部適用でございましたので、財務規定の適用のみでございましたけれども、全部適用後はですね、病院事業管理者は人事予算等に係ります権限が付与されております。町長は高北病院の開設者であり、設置条例で設置及び経営の方針を定めております。

予算決算の原案の作成は病院のほうで行いますけれども、承認等はですね、町長のほうで行っております。

経営につきまして、町長はですね、病院の業務と佐川町の他の事務との調整を図るため、必要がある場合は病院業務の執行については、必要な指示をすることができます。私のほうからは以上です。

総務課長（片岡和子君）

私のほうからは、今回のこの減給につきまして、県や国に行政実例があったのかということと、弁護士などに相談したのかということにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、弁護士さんに相談したのかということですが、弁護士のほうには相談をしておりません。県内の市町村の今までの実例を見てみまして、そちらのほうを参考にさせていただきました。

職員が飲酒運転などの道路交通法違反を犯したとき、また信用失墜行為を行った場合等に、町長等の特別職の減給を行っておりますので、こういった例に倣ったものでございます。以上です。

病院事務局長（宮本福一君）

追加でお答えをいたします。

病院における決裁書類等につきましては、全てを町長に決裁をいただいているわけではございません。

予算等に係るものについてはですね、原案を作成し承認をいただくということで決裁をいただいております。

また、病院の主要職員の任命につきましても、あらかじめ町長の同意をいただく必要がありますので、そちらのほうの決裁等もいただいております。以上でございます。

7 番（西森勝仁君）

総務課長の答弁によりますと、飲酒運転とかそういった事例に、参考にしたということでもありますけども、これは根本的にちょっと違うわけですが、後で話させてもらいますが、そして決済書類等については自治法に根拠のあるような予算決算、これは別のたてりにあるわけですので、そういったものについてと、また、特に重要な事項についてあった場合には、協議はしないという、協議をするということですが、基本的に全く協議はしない。こういうように理解してよろしいですか。

病院事務局長（宮本福一君）

はい、お答えをいたします。

全くというわけではなくて、報告や連携等が必要な場合は、病院事業者、また、私のほうからご相談とか協議とかさせていただくことはございます。

7 番（西森勝仁君）

ちょっと町長にお尋ねしますが、町長に就任以来、病院から何か重要な案件ということで相談を受けたことがあるのかなのか、医師の招聘なんかについてはそれは開設設置者ですので、医局のほうへは行くと思いますけれども、それ以外に特段のことがあればお答え願います。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。

重要な案件としましては、一般会計からの繰り出し等につきまして事務局長のほうからの相談とかを受けておりますが、人事案件につきましては相談についてはまだ、受けてはおりません。

あと、重要な点で言いますとドクターの確保とか、そういった意味で、今病院のドクターも少し少なくなっているというような状況を報告を受けて、各病院、医療センターで、大学、高知大学の医学部のほうにも、ぜひお願いということで一緒に伺ったことはしております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

休憩します。

休憩 午前9時18分

再開 午前9時19分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番（西森勝仁君）

7番西森勝仁です。

私は、本議案に反対の立場から討論いたします。

この議案第58号は、そもそも高北病院内において、病院のプロパー職員がネット上で上司を誹謗中傷したということで、名誉毀損罪に問われたことに端を発するものであります。

高北病院は、昭和29年に地方公営企業法第4条の規定によって佐川町が設置した病院でありまして、地方公営企業法第2条第2項に定めるとおり、財務規定等一部適用のみの病院でありましたが、平成22年4月に公営企業法が全部適用される、県下でも数少ない完全に独立した公営企業の病院となり、現在に至っております。今や経営権や人事権、またその他もろもろの権限は全て管理者たる院長に委ねられていると思います。

こうした中であって、高北病院に関し町長が関与できるのは、この管理者の任命権と、病院の予算決算の調整だけであります。

こうした不祥事が、こと管理者に起因するものであれば、それは町長の任命責任が問われることになろうとは思いますが、本件は管理者の職務の範疇の事象であって町長には何の関係もなく、本案のように町長片岡雄司が片岡雄司町長を処分しなければならないという根拠はどこにも存在しません。

当然、不祥事が発生すれば、それは責任の所在を明確にし、それぞれの職責に応じた処分と再発防止対策を講じる必要があることは言うまでもありません。

ただ、今回の高北病院問題で、一時的に佐川町がイメージダウンしたことは否めない事実かもしれませんが、かといって今回のように権限の及ばない部署での発生した不祥事に関し責任を負うというのは感情論的であり、合理的な理由は全く存在しません。

よって私はこの議案に反対するものでありますが、議員諸氏におかれましても、この事案をご理解の上、ご賢察いただき、ご賛同をいただきますようお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

次に、賛成討論を行います。

賛成討論はありませんか。

2 番（岡林哲司君）

2 番議員の岡林哲司です。

賛成の立場から、討論をさせていただきます。

ちょっと突然のことなので文章がまとまるかどうか分かりませんが、今回のこの議案に対してですけれども、町の職員も巻き込んだ事案ということで、先ほど総務課長もおっしゃいましたが、その処分としては飲酒運転だけではなく、町の信用を失墜させるようなことが起きたときに、首長としてその給与の一部を減額するという例を参考にした、というふうに伺いました。

実際に、去年の8月に判決が出ていたものを処分をしたのが今年の7月ということで、それについて町長が、町の信用を失墜させるようなことが起きたので自ら給与の一部を減額するというような判断をしたことに、私は賛成したいと思います。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 58 号は可決されました。

日程第 6、議案第 59 号、工事請負契約の締結について（川内ヶ谷 1 飲料水供給施設整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

続きまして議案第 59 号、工事請負契約の締結につきましては、令和 6 年 7 月 31 日に入札を行いました川内ヶ谷 1 飲料水供給施設整備工事の契約の

締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は5,006万4,300円。契約の相手方は、高知県高岡郡佐川町甲454番地3、大川建設株式会社、代表取締役山中明男でございます。

議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

建設課長（吉野広昭君）

おはようございます。

私のほうから、議案第59号についてご説明をさせていただきます。

今回の議案につきましては、先ほど町長のほうも申しましたとおり、7月31日に入札を行いました、令和6年度中山間地域生活支援総合事業川内ヶ谷1飲料水供給施設整備工事に係るものです。

参考資料議案第59号関係をご覧ください。1枚目に入札結果、2枚目に今回対象地域になります、位置図を添付しておりますのでご覧ください。

今回の工事の対象地域につきましては、導水管や配水管が極めて細く、詰まりや濁りが発生する、渇水期には水量不足になる、また、浄水施設がないため濁水が発生するといった問題を解消するために行う工事を工事を実施するものです。

なお工期につきましては、令和7年2月28日を予定しております。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

休憩します。

休憩 午前9時28分

再開 午前9時38分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 59 号、工事請負契約の締結について（川内ヶ谷 1 飲料水供給施設整備工事）、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 59 号は可決されました。

以上で本臨時会に提出されました案件は終了しました。

町長、挨拶をお願いします。

町長（片岡雄司君）

令和 6 年第 2 回臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、本臨時会に提案をいたしました議案につきまして、適切なるご決定を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今回の一般会計補正予算につきましては、関係機関と密に連携し、スピード感を持って事業実施に努めてまいります。

また今回のインターネット上などでの誹謗中傷につきましての事件につきましては、今後二度とこのようなことがないよう、職員研修等を実施し、再発防止にしっかりと努めてまいります。本当に申しわけありませんでした。

まだまだ猛暑日が続くことが予想されておりますので、議員の皆様方には、体調管理には十分注意していただくとともに、熱中症にも十分お気を付けていただきたいと思います。

今後とも議員の皆様には執行部に対しましてご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

令和 6 年第 2 回佐川町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 9 時 40 分